

○直接請求制度について

Q 直接請求制度とはどのような制度ですか？

A 直接請求制度は、地方公共団体の住民に直接、参政の機会を与えるために認められた制度です。地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者が一定の連署をもって、その代表者から請求します。

請求内容は①条例の制定・改廃請求②事務の監査請求③議会の解散請求④議員・長の解職請求⑤その他の主要公務員の解職請求です。

Q 直接請求はどのような流れとなりますか？

A 条例の制定・改廃請求を例に挙げると、簡単な流れは、以下のとおりです。

① 請求代表者は、請求の要旨など必要な事項を記載した請求書を添え、市長に対し、文書で請求代表者証明書の交付を求めます。

② 市長は、請求代表者が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認し、登録されている場合は、請求代表者に請求代表者証明書を交付します。

③ 請求代表者は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者に対し、署名押印を求めます。

④ 請求代表者は、署名収集期間終了後、署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名押印した者が選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めます。

⑤ 選挙管理委員会は署名簿の審査を行い、署名の有効・無効を決定します。その後、署名簿を関係人の縦覧に供します。

⑥ 選挙管理委員会は、縦覧が終了したら、署名簿を請求代表者に返付し、有効署名数を告示します。

⑦ 請求代表者は、市長に条例制定（改廃）の本請求をします。

⑧ 市長は議会を招集し、意見を付して議会に付議します。

請求の内容によって、請求先や署名を必要とする選挙権を有する者の数が異なります。詳細は選挙管理委員会事務局におたずねください。

Q 直接請求の代表者はどのような人がなれますか？

A 代表者になることができるのは、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する選挙人名簿に登載されている人です。すなわち、引き続き3ヶ月以上当該市の住民基本台帳に登録されている満18歳以上の日本人となります。

なお、請求代表者は1人でも複数でも差し支えありません。

Q どのような方法で署名の収集を行えばよいですか？

A 署名収集は、戸別訪問や街頭で行なうことはできますが、郵便をもって署名を求めることは禁止されています。また、署名収集運動に関する啓蒙宣伝等は、基本的に自由であり、文書やチラシ等を配布することも制限はありません。

署名収集の期間は、請求代表者証明書交付の告示の日から1ヶ月以内となります。

ただし、選挙前一定期間について署名収集禁止期間が定められていますので、注意が必要です。詳細は選挙管理委員会事務局におたずねください。

Q 署名の収集を他人に任せることはできますか？

A 請求代表者は、他の有権者（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する選挙人名簿に登載されている人）に署名収集を委任することができます。

その際、請求代表者は、委任した者に委任状を発行しなければなりません。

また、委任を受けた者が署名を収集する際は、署名簿に委任状の原本を添付する必要があります。